

# ジョブ・カード制度について(職業能力評価の位置付けを含めて)

資料8

## 制度の目的

ジョブ・カード制度は

- ① 一定の知識等を有するキャリア・コンサルタントによるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施
- ② 企業における実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）の受講機会の提供
- ③ ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングにより整理された職務経歴等のほか訓練修了後の職業能力評価の情報を取りまとめた「ジョブ・カード」の就職活動等における活用

を促進することにより、求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進することを目的とした制度

## キャリア・コンサルティングの実施

その前提となる職務経歴・職業能力の把握

職務経歴などを記入したジョブ・カードの交付

約95万人(H25.9)

ジョブ・カード  
履歴シート、職務  
経歴シート、キャ  
リアシートを活用

求職者

職務経歴・学歴・訓練歴・資格要件・  
その他自己アピールを整理

職業意識やキャリア形成上の課題の明確化

「これまでの経験をもとに自分の長所を  
説明できるようになった」  
「実現可能なやりたい仕事の内容を説明  
できるようになった」

学生

(大学等)

学習歴・インターンシップ・アルバイト  
履歴等を整理

職業意識の醸成、職業意識の明確化

学生用ジョブ・  
カードを活用

訓練せずに就職

## 職業訓練を通じた職業能力の評価

訓練修了者に対する評価を記入した  
ジョブ・カードの交付  
約61万人(H25.9)

訓練修了者  
ジョブ・カード  
評価シート  
を活用

(訓練実施企業、訓練実施機関)  
訓練修了時に職業能力評価を  
行い、その結果をジョブ・  
カードに記入



「ジョブ・カード作成で自分の不足  
しているスキルが明らかになった」  
「訓練を受けている会社に就職しな  
くても、訓練実績として他社の求職  
活動に活かせるので安心」

訓練実施企業で就職

他の企業で就職

## 職業訓練の実施

OJT + Off-JTによる実践的職業訓練

○雇用型訓練  
企業が正社員経験に恵まれない者を雇用  
して訓練実施

- ・ 有期実習型訓練
- ・ 実践型人材養成システム
- ・ 若者チャレンジ訓練

○日本版デュアルシステム  
都道府県が民間教育訓練機関に委託  
して訓練実施

○公共職業訓練（離職者訓練、学卒者訓練）  
主に雇用保険受給者が対象

○求職者支援訓練  
雇用保険を受給できない者が対象